

滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例新旧対照表 (付則第 4 項関係)

旧	新
<p>第 1 条から第23条まで 省略</p> <p>(意思疎通等の<u>手段の利用促進等</u>)</p> <p>第24条 県は、<u>手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段が広く利用されるために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>2 県は、障害者の意思疎通ならびに情報の取得および利用を支援する者の養成および技術の向上のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>3 県は、障害者が円滑に県政に関する情報を取得することができるよう、手話、要約筆記、点字その他の障害の特性に応じた意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段を利用して情報を発信するよう努めるものとする。</u></p> <p>第25条以下 省略</p>	<p>第 1 条から第23条まで 省略</p> <p>(意思疎通等の<u>促進</u>)</p> <p>第24条 県は、障害の特性に応じた<u>言語(手話を含む。)</u>その他の意思疎通ならびに情報の取得および利用のための手段による意思疎通等の<u>促進のために必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第25条以下 省略</p>